産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設	置	者	名	斎藤運輸工業株式会社		
施	設	名	称	草野処分場(産業廃棄物安定型最終処分場)		
設	置	場	所	福島県相馬郡飯舘村草野字沢目木 28 番地 1		
問	合	せ	先	川俣支店 024-538-0381		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況:令和5年度分 公表の期限:翌月の末日)

産業廃棄 物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラス チック類	29. 0 m³		5.0 m ³	10.0 m³	4.0 m³	6.5 m³		3.0 m ³	7.0 m³	2.75 m³	3.0 m³	
ガラス陶 磁器くず	40.0 m ³		3.0 m³	2.0 m³	2.0 m³			2.0 m³	2. 0 m³		2.0 m³	
がれき類	38.0 m³	1.6 m³	3.0 m^3	14.0 m ³	4.5 m ³	4.3 m ³	0.5 m^3	8.0 m³	14. 75 m ³	15. 75 m ³	1.0 m ³	3.7 m^3

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況:令和5年度分 公表の期限:除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況:令和5年度分 公表の期限:措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

·	点検を行った	点検を行った	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合			
模 日 	年月日	結果	措置を講じた年月日	講じた措置の内容		
埋め立てる一般廃棄物の流出を防 止するための擁壁等	5月1日	異常なし				

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定に よる測定を行った年月日及びその結果

(状況:令和5年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	8月31日	35, 300 m ³

二 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

(状況:令和5年度分 公表の期限:付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日)

展開検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	5 回	1回	2回	6 回	2回	3 回	1 回	2回	4 回	4 回	1回	3 回
展開検査の												
結果、安定型												
産業廃棄物												
以外の廃棄												
物の付着又は混入が認												
は混入が認												
められた年												
月日												

埋立処分開始後(周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)

(状況:令和5年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	- (仏化・T相) 平及力 - 公衣の朔似・側足	、「「人人」、「人」、「人」、「人」、「人」、「人」、「人」、「人」、「人」、「	2/10/10 10 DA 0/C	日 *2 /内 J D J 1 *2.	7771 4771 17
地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下 水を採取した場所	水質検査に係る 地下水を採取し た年月日	水質検査の結 果の得られた 年月日	水質検査の 結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
総水銀	ーリットルにつき○・○○○五ミリグラム以 下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
カドミウム	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
鉛	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
六価クロム	ーリットルにつき○・○五ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
砒素	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
トリクロロエチレン	ーリットルにつき○・○三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ジクロロメタン	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
四塩化炭素	リットルにつき○・○○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・二―ジクロロエタン	ーリットルにつき○・○○四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ー・一一ジクロロエチレン	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき○・○四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ー・一・一一トリクロロエタン	ーリットルにつきーミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・一・二―トリクロロエタン	ーリットルにつき○・○○六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・三―ジクロロプロペン	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
チウラム	ーリットルにつき○・○○六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シマジン	ーリットルにつき○・○○三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
チオベンカルブ	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ベンゼン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
セレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
「ฝ出されないこと」とは一番	5三冬の用宝に其べき環境大臣が宝める古法に	・ ト り 検査 した 堪会に	おいて その結里	が当該烩本古法	の定島限界

│「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界

を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後(周縁井戸B)

(状況:令和5年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下 水を採取した場所	水質検査に係る 地下水を採取し た年月日	水質検査の結 果の得られた 年月日	水質検査の 結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
総水銀	ーリットルにつき○・○○○五ミリグラム以 下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
カドミウム	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
鉛	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
六価クロム	ーリットルにつき○・○五ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
砒素	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
トリクロロエチレン	ーリットルにつき○・○三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ジクロロメタン	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
四塩化炭素	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・二―ジクロロエタン	ーリットルにつき○・○○四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ー・一一ジクロロエチレン	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シス――・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき○・○四ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ー・一・一ートリクロロエタン	ーリットルにつきーミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ー・一・二―トリクロロエタン	ーリットルにつき○・○○六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
一・三―ジクロロプロペン	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
チウラム	ーリットルにつき○・○○六ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
シマジン	ーリットルにつき○・○○三ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず

チオベンカルブ	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
ベンゼン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず
セレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下水	7月25日	8月22日	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後(浸透水採取設備)

(状況:令和5年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透 水を採取した場所	水質検査に係る 浸透水を採取し た年月日	水質検査の結 果の得られた 年月日	水質検査の 結果
アルキル水銀	検出されないこと。	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
総水銀	ーリットルにつき○・○○○五ミリグラム以 下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
カドミウム	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
鉛	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
六価クロム	ーリットルにつき○・○五ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
砒素	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
トリクロロエチレン	ーリットルにつき○・○三ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ジクロロメタン	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
四塩化炭素	ーリットルにつき○・○○二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ー・二―ジクロロエタン	ーリットルにつき○・○○四ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ー・一一ジクロロエチレン	ーリットルにつき○・○二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
シス―・ニ―ジクロロエチレン	一リットルにつき○・○四ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ー・一・一一トリクロロエタン	ーリットルにつきーミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず

ー・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
チウラム	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
シマジン	リットルにつき○・○○三ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
ベンゼン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず
セレン	ーリットルにつき○・○一ミリグラム以下	浸透水	7月28日	8月25日	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況:令和5年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は浸	水質検査に係る地下水又は浸	水質検査の結果の得られた年	水質検査の結果
	小貝便宜に保る地下が入は役 透水を採取した場所	が具候重に係る地下が入ば役 透水を採取した年月日	小貝恢宜の船木の待り40に平 月日	生物化学的酸素要求量又は化学的
	透水を採取した物別	透水を採取した牛月日	ДП	酸素要求量
4月	浸透水	4月28日	5月12日	BOD 3.0mg/Q
5月	浸透水	5月23日	6月6日	BOD 1.3mg/0
6月	浸透水	6月22日	7月6日	BOD 2.0mg/Q
7月	浸透水	7月28日	8月25日	BOD 1.2mg/0
8月	浸透水	8月22日	9月6日	BOD 検出せず
9月	浸透水	9月12日	9月26日	BOD 検出せず
10月	浸透水	10月24日	11月7日	BOD 検出せず
11月	浸透水	11月21日	12月5日	BOD 1.0mg/0
12月	浸透水	令和 5 年 12 月 19 日	令和6年1月9日	BOD 1.2mg/0
1月	浸透水	令和6年1月16日	令和6年1月31日	BOD 検出せず
2月	浸透水	令和6年2月13日	令和6年2月29日	BOD 1.2mg/0
3月	浸透水	令和6年3月14日	令和6年3月29日	BOD 1.2mg/@

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号二及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況: 令和5年度分 公表の期限: 措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容	
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合				

(状況:令和5年度分 公表の期限:措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の	措置を講じた	措置の内
	搬入及び埋立処分の中止	年月日	容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に			
係る基準に適合していないとき。			
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超			
えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超え			
ているとき。			